様式中「公正競争規約認定申請書」を「不当景品類及び不当表示防止法第11条第１項の規定による協定又は規約認定申請書」に、「公正取引委員会殿」を「公正取引委員会消費者庁長官　殿」に、「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「別添の公正競争規約」を「当該協定又は規約」に、「第12条第２項」を「第11条第２項」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十三号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める本店の所在地の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月二日

金融庁長官　三國谷勝範

本店の所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州一〇〇三八ニューヨーク、ウォーター・ストリート一七五　一八階

○金融庁告示第四十四号

エイアイユーインシュアランスカンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める本店の所在地の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月二日

金融庁長官　三國谷勝範

本店の所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウォーター・ストリート一七五番地

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年九月二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二九二三	二一、八、七	久米　茂樹
二九二四	二一、八、七	髙畑　康三
二九二五	二一、八、七	冨田　則行
二九二六	二一、八、七	悴田　昇
二九二七	二一、八、七	坂入　茂
二九二八	二一、八、七	近藤　朋子
二九二九	二一、八、七	刃山　壽元
二九三〇	二一、八、七	本野　智之
二九三一	二一、八、七	佐藤　弘美
二九三二	二一、八、七	坪沼　敬介
二九三三	二一、八、七	盛田　義信
二九三四	二一、八、七	玉川　宗市

○法務省告示第三百九十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年九月十九日から効力を生ずる。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

愛知県名古屋市昭和区長
愛知県名古屋市守山区長
秋田県山本郡八峰町長

○法務省告示第三百九十九号

大阪府吹田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年十月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、吹田市役所又は大阪法務局北大阪支局に照会すること。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

大阪府吹田市六百七十九番地

○法務省告示第四百号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
大阪府社会保険労務士会
大阪市北区天満二丁目一番三十号
認証年月日
平成二十一年八月十四日

○法務省告示第四百一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
愛知県社会保険労務士会
名古屋市熱田区三本松町三番一号
認証年月日
平成二十一年八月十三日

○法務省告示第四百二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
千葉県土地家屋調査士会
千葉市中央区中央港一丁目二十三番二十五号
認証年月日
平成二十一年八月十七日

○法務省告示第四百三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県社会保険労務士会
神戸市中央区下山手通七丁目十番四号
認証年月日
平成二十一年八月十七日

○法務省告示第四百四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
福岡県社会保険労務士会
福岡市博多区博多駅東二丁目五番二十八号
認証年月日
平成二十一年八月十九日

○法務省告示第四百五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年九月二日

法務大臣　森　英介

住所　広島市東区牛田新町２丁目２番６―206号
鄭然嘉　昭和53年９月29日生
住所　東京都港区南麻布１丁目５番14―206号
ロジャー・クリストファー・マクドナルド　昭和46年10月４日生
住所　茨城県つくばみらい市絹の台３丁目19番地５
杜佩軒　平成18年６月24日生
住所　横浜市中区末吉町３丁目47番地１
沈政男　昭和62年３月20日生
住所　香川県丸亀市富士見町１丁目１番10―４号
許容珊　昭和44年12月19日生
楊珍慧　平成３年12月24日生
住所　東京都江戸川区瑞江１丁目11番８号
張俐俐　昭和30年９月11日生
張佳代　昭和55年６月28日生
張煩容　平成２年９月20日生
住所　東京都東村山市萩山町１丁目22番地26
ユウッ・ムイ・チャン　昭和25年11月１日生
住所　福岡県春日市平田台４丁目21番地30
孫彩霞　昭和48年11月５日生